

契約監視委員会（第4回）議事概要

開催日時	平成21年7月10日（金）午前9時30分～午前11時25分	
場 所	衆議院第二別館3階 第二会議室	
委 員	委員長 米田 正巳（東京富士大学・大学院教授） 委 員 角田 茂（金沢工業大学参事） 委 員 宮本 和之（公認会計士）	
議事概要	1. 委員長代理の指名及び抽出委員の指定 2. 入札及び契約手続の運用状況、指名停止の運用状況等についての報告 3. 抽出結果の報告 4. 抽出案件の説明及び質疑応答 5. その他	
審議対象期間	平成20年10月1日から平成21年3月31日まで	
抽出案件	4件	
一般競争	3件	契約件名 普通乗用自動車の交換 契約相手方 東京トヨタ自動車株式会社 契約金額 48,196,560円 契約締結日 平成20年12月25日
		契約件名 新会議録作成システムの設計・開発業務 契約相手方 東日本電信電話株式会社 契約金額 215,250,000円 契約締結日 平成21年3月24日
		契約件名 衆議院電話交換設備改修工事 契約相手方 東日本電信電話株式会社 契約金額 703,500,000円 契約締結日 平成21年3月12日
随意契約	1件	契約件名 衆議院立法情報ネットワークシステムの機能増強 契約相手方 アクセンチュア株式会社 契約金額 81,879,000円 契約締結日 平成21年1月30日
委員からの意見・質問、それに対する回答	別紙のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

お問い合わせ先 衆議院事務局庶務部会計課 電話 03-3581-5111（代表） 内線 2355

(別紙)

意見・質問	回答
<p>〔案件1〕</p> <p>契約件名 普通乗用自動車の交換 契約相手方 東京トヨタ自動車株式会社 契約金額 48,196,560円 契約締結日 平成20年12月25日</p> <p>・仕様で特定の車種を指定したのか。また、 公告にはどのような記載をしたのか。</p> <p>・参加資格の申請をしたのは何者か。</p> <p>・調達する乗用自動車の規格、例えば排気 量等について、何か基準を設けているの か。</p> <p>・仕様でハイブリット車を指定したのか。</p> <p>・ハイブリット車であれば製造しているメ ーカーは2者だが、多くの車種が選定され るようにできないか。</p> <p>・車両は交換までに何年使用するのか。</p> <p>・下取り車の車種は何か。</p> <p>・総合評価落札方式とのことだが、評価の ポイントはどこか。</p>	<p>・仕様書には本院の求める規格・性能等を 記載しており、車種の指定はしていない。 なお、仕様に関する詳細は公告に掲載を していない。</p> <p>・参加資格の申請したのは2者で、いずれ もトヨタ系列の販売店である。</p> <p>・一律的な基準は特になく、用途等を勘案 して仕様を作成している。</p> <p>・ハイブリット車に限定はしてははいない が、「国等における温室効果ガス等の排出 の削減に配慮した契約の推進に関する法 律（環境配慮契約法）」、「国等による環境 物品等の調達の推進等に関する法律（グ リーン購入法）」により、環境に配慮した物 品を調達することとなっており、それを踏 まえてハイブリット車を含めた低公害車 を調達している。</p> <p>・用途等の限定もあるが、なるべく多くの 車種が選定されるよう努力をしていると ころである。</p> <p>・基準はないが、6年から8年程度で交換 している。</p> <p>・平成14年式クラウン8台である。</p> <p>・燃費である。</p>

意見・質問	回 答
<p>(意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仕様が限定されている印象を持っている。多様な車種が選定されるように仕様の中身を検討し、多数の業者が入札に参加できるようにして競争性を高めてほしい。 	
<p>〔案件２〕</p> <p>契約件名 新会議録作成システムの設計・開発業務</p> <p>契約相手方 東日本電信電話株式会社</p> <p>契約金額 ２１５，２５０，０００円</p> <p>契約締結日 平成２１年３月２４日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・競争参加資格の要件に、「日本語の大語彙連続音声認識システムのソースコードを所有し」とあるが、当該ソースコードは複数者が所持しているものなのか。 ・本件は１度入札不調となっている。その理由は、入札参加希望者の提案書を審査した結果、全者不採用となったことによるが、理由は何か。 ・低入札価格調査を実施したとのことだが、入札価格が抑えられた要因は何か。 また、履行可能と判断した理由は何か。 ・システムが稼働した場合、今後のメンテナンスはどのようになるのか。 ・本件の契約相手方以外でも保守が可能ということか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・複数者が所持している。本件の入札においても、複数者の参加があったところである。 ・本院が示した仕様に基づいて、入札参加希望者に提案を求めたが、それぞれに記述の漏れ等の不備があり結果として全者不採用となった。 ・本件の契約相手方は、既にパッケージソフトとして音声認識ソフトを所有しており、それを利用することにより開発工数の削減が可能であるとのことであった。 また、競争参加資格の要件として自社所有の音声認識ソフトにおいて文字精解精度８５％以上の達成を求めており、同条件も達成していることから、技術的要件も充足しており、履行は可能と判断した。 ・本件に付随する保守業務については、平成２１年度中に一般競争入札で調達する予定である。 ・本件で発生する権利等については、極力本院に留保する方向で提案を求めた。 開発業者でしか保守できないという状況は回避したい。

意見・質問	回 答
<p>・耐用年数の想定はあるのか。 また、建築物でよくあるライフサイクルコストのような生涯コストは算出していないのか。</p> <p>・調査基準価格を下回ったとのことだが、予定価格の積算方法はどうか。</p> <p>(意見)</p> <p>・落札率が約50%となっているが、予定価格の積算方法に問題はなかったのか。 引き続き予定価格を精査し、今後の契約にいかしてもらいたい。</p> <p>・システム調達については、コストに対しどれだけの成果が上がったか客観的に見えづらい部分があり、予定価格の積算が重要なポイントとなる。情報等の入手を積極的に行い、適正な予定価格の積算をお願いしたい。</p>	<p>・耐用年数は特に定めてはいない。 ライフサイクルコストについては、入札参加希望者から提案を求めており、総合評価落札方式の評価項目とした。</p> <p>・事前に調達支援業務を契約しており、その成果物を基礎として予定価格を作成した。 類似のシステムがなく、予定価格の算定が難しいという事情もあった。</p>
<p>〔案件3〕</p> <p>契約件名 衆議院立法情報ネットワークシステムの機能増強</p> <p>契約相手方 アクセンチュア株式会社</p> <p>契約金額 81,879,000円</p> <p>契約締結日 平成21年1月30日</p> <p>・契約期間が短いようだが、現実に履行されたのか。</p> <p>・契約の内容としては機器の更新なのか。</p> <p>・随意契約であるにもかかわらず、落札率が低い理由は何かあるのか。</p> <p>・落札率が低い要因について、下落した金額に対応する業務内容はどこであったか、見積り等で把握はしているのか。</p>	<p>・契約期限である3月31日までに履行された。</p> <p>・機器は別途調達しており、本件の業務は機器の更新に伴うデータの移行等である。</p> <p>・契約相手方との交渉等により、最終的にこの契約金額となった。</p> <p>・詳細には把握していない。</p>

意見・質問	回 答
<p>・本件のシステムは今後も継続して使用するのか。</p> <p>(意見)</p> <p>・随意契約であるにもかかわらず、契約金額が予定価格に比して下落しているが、そもそも予定価格の積算方法に問題はなかったのか。</p> <p>・既にあるシステムの改修案件だからといって、当然に随意契約になる訳ではなく、一般競争に移行する余地があるのではないか。</p>	<p>・技術の革新等により、より効率的なシステムが実現可能であれば、新たにシステム開発することは有り得る。今後も検討したい。</p>
<p>[案件4]</p> <p>契約件名 衆議院電話交換設備改修工事 契約相手方 東日本電信電話株式会社 契約金額 703,500,000円 契約締結日 平成21年3月12日</p> <p>・競争参加資格によって排除された者が3者中1者あったようだが、経緯はどうなっているのか。</p> <p>・本件について一般の電話交換設備と違った特殊な仕様等はあるのか。</p> <p>・予定価格の作成方法はどうか。</p> <p>・総合評価落札方式は採用しなかったのか。</p>	<p>・本件と同種工事の実績を資格要件として求めていたが、この業者の施工実績は電話交換設備のリース調達及び同設備の設定を行うとした役務契約であったため、競争参加資格なしとした。</p> <p>・冗長構成を重要視している。</p> <p>・事前に設計業務を発注し、その中で市場価格の調査等をさせた。その成果物を元に予定価格を作成している。</p> <p>・本件の競争入札を執行した当時は、本院発注の工事において総合評価落札方式を実施していなかった。 現在では、試行として総合評価落札方式を一部採用している。</p>

意見・質問	回 答
<p>・ 契約期間が 3 か年度にわたっているが、工期が長い理由は何か。</p> <p>・ 現在稼働中の電話交換設備を設置したのは、本件の契約相手方なのか。</p> <p>(意見)</p> <p>・ 工事内容の一部に衆議院の特殊性もあるようだが、電話交換設備改修のような広く一般的に行われている工事において、応札者が 2 者しかいなかったことは残念だ。</p> <p>入札参加機会の拡大に向けて検討していただきたい。</p>	<p>・ 工期を決めるに当たっては、現在建設中の新議員会館整備に関係している。新議員会館に設置される電話交換機は、本院側の交換機（本契約で更改される交換機）と接続し運用されるもので、その接続に当たっては双方のインターフェースをとる必要がある、本院側の交換機メーカーの決定が条件であった。</p> <p>新議員会館の完工予定である平成 22 年 6 月から逆算すると、その決定は平成 20 年度内に行うことが必要であり、また、交換機の切替時期は国会日程を考慮しなければならず、平成 22 年 5 月の連休時期あるいは常会終了後の時期となる。</p> <p>これらを勘案すると、足掛け 3 か年度にわたる工期となる。(実質工期は 1 年 7 か月である。)</p> <p>・ 本件の契約相手方ではなく、メーカーが受注した。</p>